

令和7年

6月号

上境駐在所 だより

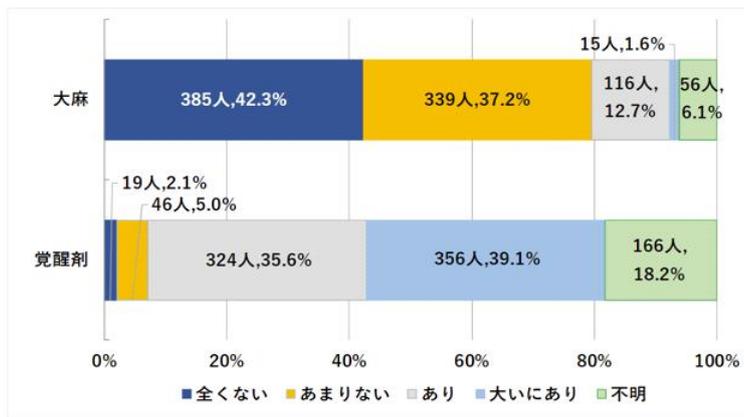
※編集発行※
那須烏山警察署
☎ 82-0110
上境警察官駐在所
☎ 82-3654

薬物乱用について

薬物を乱用すると、精神や身体をむしばむばかりでなく、薬理作用から、幻覚、妄想等の精神障害に陥り、殺人、放火等の重大事件、交通事故を引き起こす場合もあるなど、社会の安全を脅かすものです。

薬物に関われば自分の人生を、さらには家族などの人生も壊します。薬物乱用のない社会を作りましょう。

大麻及び覚醒剤に対する危険（有害）性の認識の比較



大麻に対する間違っ
た認識が広がり、若年
層の多くに大麻が蔓延
しています。毎年、多
くの20歳代の若者が
逮捕されています。



県警ホームページ

不法滞在・不法就労防止にご協力を

令和7年1月1日現在、
日本における不法残留者数は
7万4,863人!

外国人を雇用するときは、
パスポート、在留カード
等で「在留資格」の確認を!



罰則の適用

働くことを認められていない外国人を雇った
人や不法入国を手助けした人たちに対する罰則
が今後強化される予定です。

事業活動に関し、外国人に不法就労活動
をさせた者（入管法第73条の2）

3年以下の拘禁刑
若しくは
300万円以下の罰金に処
し、又はこれを併科する

退去強制を免れさせる目的で、不法入国者
又は不法上陸者をかくまう等の行為をした
場合（入管法第74条の8）

3年以下の拘禁刑
又は
300万円以下の罰金
に処する

※令和7年4月末現在の罰則